

## 旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会会則

(名 称)

第 1 条 本協議会は、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、旭川市内（一部市外近隣地域を含む。）を事業の実施地域とする居宅介護支援事業所等が相互に連携すると共に、介護保険に関する情報を共有化し、介護保険事業を円滑に推進するため、各事業所に従事する介護支援専門員の資質向上のための研鑽と福祉情報の共有化を通じ、保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 介護保険制度に関する情報の提供と共有化のための事業  
(2) 介護支援専門員の知識、技術、倫理等の向上に関する研修事業  
(3) 利用者からの苦情処理等の対応に関する研究会  
(4) 介護保険制度の普及啓蒙に関する事業  
(5) 関係団体との連携と協力体制の確立  
(6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事 務 局)

第 4 条 協議会の事務局は、サンライズ居宅介護支援事業所（旭川市永山町10丁目263番地1）内に置く。

(役 員)

第 5 条 協議会に、会員の中から選出した次の役員を置く。  
(1) 会 長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 幹 事 若干名  
(4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第 6 条 役員は、次の職務を遂行するものとする。  
(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(3) 幹事の内2名は、第12条に定める専門部会を統括し、その運営にあたる。  
(4) 監事は、本会の会務及び会計の執行状況を監査する。

(役員の仕事及び補充)

第 7 条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 補充により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総 会)

第 8 条 総会は、次の定める事項を議決するため、会長が年1回招集する。  
(1) 事業計画及び事業報告に関する事項  
(2) 予算及び決算に関する事項  
(3) 会則の改廃に関する事項  
(4) 役員の仕事に関する事項  
(5) その他協議会の運営に関する重要な事項  
2 臨時の開催は、役員会が必要と認めた場合とする。  
3 総会は、会員の過半数の出席で成立し（委任状を含む。）、議事は出席会員の過半数で決定する。  
4 議長は、会員の中から選出する。

(役員会)

第 9 条 役員会は、第5条の役員で構成し、協議会の会務を総括するとともに、運営事項及び総会の議案事項について協議する。

(顧問)

第 10 条 協議会に顧問若干名を置く。

2 顧問は、総会で選任する。

3 顧問は、協議会の運営にて会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

(会員)

第 11 条 協議会は、次の会員により構成する。

(1) 旭川市内(一部市外近隣地域を含む。)に設置されている指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)及び介護支援専門員が必置の介護保険施設等

(2) 前号の事業所等に所属しない介護支援専門員

(部会の設置)

第 12 条 協議会は、第3条に掲げる事業を推進するために、次の部会を設置する。なお、必要があると認める場合は、部会の中に分科会を置くことができるものとする。

(1) 総務広報部会

事業計画及び予算、事業報告及び決算、会員名簿の管理、各部会の連絡調整、会員相互への情報提供等に関する事項を担当する。

(2) 研修部会

会員の研修の企画運営等に関する事項を担当する。

2 各部会の委員は、会員の中から会長が委嘱する。

3 前項に定める各部会に部会長1名及び副部会長1名を置くものとする。なお、部会長については、担当幹事をもって充てるものとし、副部会長については、委員の中から部会長が指名するものとする。

(入退会)

第 13 条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を協議会に提出しなければならない。

2 協議会を退会しようとする者は、協議会に退会届を提出するものとする。

(会費)

第 14 条 協議会の会費は、次のとおりとする。

第11条(1)の会員 1会員あたり年10,000円

第11条(2)の会員 1会員あたり年 3,000円

2 既納の会費は返納しないものとする。

(会計)

第 15 条 協議会の会計は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(その他の事項)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成13年2月23日から施行する。
- 2 設立時から平成13年度会計開始前（3月末まで）の経費については、13年度会計予算をもって充てるものとする。
- 3 会則第7条に定める役員の任期については、その始期、終期を会計年度とし、設立時における役員の任期は、設立総会時から2年後の終期までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成14年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月17日から施行する。ただし、会則第4条に定める事務局の施行期日については、会長が別に定める。